

令和2年4月24日
(2020年)

保育所等に児童が在籍する
保護者の勤務先事業主 様

金沢市長 山野 之義

緊急事態宣言を踏まえた市内保育施設の対応について

日頃より、本市の行政にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、本市では、4月16日に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言の全国発令と石川県が特定警戒県に指定されたことを受け、保育施設の受入れを、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで、仕事を休むことが困難な方に限定し、その他のご家庭には、登園の自粛を要請しております。

保育施設では、これまでも感染予防に最大限の配慮をして、保育を行ってまいりましたが、施設の努力だけでは「3つの密」を防ぐことは困難であり、子供と保護者、そして保育従事者の健康と命を守り、新型コロナウイルス感染拡大を食い止めるためには、保護者の勤務先事業主の皆様のご協力が必要です。

つきましては、保護者の勤務について、在宅勤務や自宅待機、特別休暇の付与など家庭保育が可能となるよう特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

金沢市福祉局こども未来部保育幼稚園課

TEL 220-2299